

◆◆◆目次◆◆◆

1. 経営者保証ガイドラインについて
2. 平成26年度第1回「地域活性化ファンド及び農商工連携ファンド募集」について
3. 外国人労働者問題啓発月間について
4. 「経済センサス-基礎調査及び商業統計調査」にご協力下さい
5. 高山市国民健康保険からのお知らせ

★★

1. 経営者保証ガイドラインについて

中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ

～個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました～

経営者の個人保証について、

- ① 事業活動に必要な資産は法人所有とするなど法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに個人保証が不要となること
- ② 多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に、手元に一定の生活費等が残ることや、「華美でない」自宅に住み続けられること
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されること

などを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。ガイドラインに基づき金融機関と相談したい方、まずは、中小企業基盤整備機構中部本部までお問い合わせください。ご相談に応じるとともに、必要に応じて無料で専門家を派遣いたします。また、金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施しています。

問い合わせ先：((独) 中小企業基盤整備機構中部本部：052-220-0516)

★★

2. 平成26年度第1回「地域活性化ファンド及び農商工連携ファンド募集」について

「岐阜県地域活性化ファンド事業計画」の平成26年度第1回目の募集を開始します
公益財団法人岐阜県産業経済振興センターでは、平成26年5月12日(月)から「岐阜県地域活性

化ファンド助成事業計画」の募集を開始します。

この事業は、地域が誇る地場産品や観光資源など地域資源を活用した新しいビジネスの創出や経営革新につながる多様な取り組みに対し、事業にかかる経費を助成し、地域の活性化を図ることを目的としています。

募集期間

平成26年5月12日（月）～平成26年6月6日（金）

応募いただける方

県内中小企業者、連携体、商工会議所、商工会、組合、NPO、まちづくり団体など
（事業内容により異なります。）

※「連携体」とは二以上の中小企業者等で構成されるグループで一定の要件を満たすもの

助成率

助成対象経費の概ね1/6以内～9/10以内（事業内容により異なります。）

ホームページアドレス <http://www.gpc-gifu.or.jp/fund/chiiki/index.asp>

問い合わせ先

（公財）岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 資金課 助成金担当

〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 TEL：058-277-1083

=====

「岐阜県農商工連携ファンド事業計画」の平成26年度第1回目の募集を開始します

公益財団法人岐阜県産業経済振興センターでは、平成26年5月12日(月)から「岐阜県農商工連携ファンド事業計画」の募集を開始します。

この事業は、中小企業者と農林漁業者が連携して、互いの経営資源を活用し、創意工夫を凝らした新商品・新役務の開発や販路開拓等を行う取り組みに対し、事業にかかる経費を助成し、地域の活性化を図ることを目的としています。

募集期間

平成26年5月12日（月）～平成26年6月6日（金）

応募いただける方

- ・中小企業者と農林漁業者との連携体
- ・自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体

※申請は、中小企業者（又は中小企業以外の者）と農林漁業者が連名で行ってください。中小企業者（又は中小企業以外の者）のみの連携や農林漁業者のみの連携は対象となりません。

助成率

助成対象経費の2/3以内

ホームページアドレス <http://www.gpc-gifu.or.jp/fund/noshoko/index.asp>

問い合わせ先

(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 資金課 助成金担当
〒500-8505 岐阜市藪田南 5-14-53 TEL : 058-277-1083

★★

3. 外国人労働者問題啓発月間について

～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は外国人労働者問題啓発月間です。

外国人（特別永住者等を除く。）の雇入れ及び離職の際、その氏名、在留資格等をハローワークへ届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：岐阜労働局職業対策課（058-263-5650）又は
最寄りのハローワーク

★★

4. 「経済センサス-基礎調査及び商業統計調査」にご協力下さい

平成 26 年 7 月 1 日を基準日として、経済センサス-基礎調査及び商業統計調査を実施します。全国のすべての業種の、全ての事業所・企業が対象です。

2つの調査は、ともに平成 26 年に実施するため、調査対象となる事業所や企業における負担の軽減、効率的な調査の実施のために、一体的に実施いたします。

全国すべての事業所等を、同じ調査期日に、同じ基準で調査することにより、事業所・企業の産業構造や規模などが明確になり、地域的な比較の上でも、とても重要な調査です。結果は、社会経済を支える基礎資料として、広く利用されます。

調査票は平成 26 年 6 月中旬からお届けします。7 月 1 日以降に提出をお願いします。

調査票の内容は、「統計法」に基づき厳重に管理し、統計法に定められた利用目的以外（例えば税の資料など）に使用することは絶対にありませんので、安心してご記入ください。

（総務省・経済産業省・岐阜県・高山市）

問い合わせ先：高山市役所 企画課（TEL0577-35-3131）

★★

5. 高山市国民健康保険からのお知らせ

～高山市国民健康保険加入者でお勤め先の健診を受けられる方へ～

高山市国民健康保険の被保険者（40歳以上74歳以下）で、高山市特定健康診査と同等以上の内容の健診（事業主健診）を受けられる方は、高山市国民健康保険特定健康診査を受けていただく必要はありません。ただし、健診結果により保健指導が受けられるため、健診結果を高山市市民課まで提出していただきますようお願いします。

問い合わせ先・提出先：高山市役所 市民課（0577-35-3137）

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。